

遠距離等通学費補助事業実施要綱

昭和47年	12月7日	教育長決裁
昭和48年	11月15日	一部改正
昭和49年	3月9日	一部改正
昭和52年	8月30日	全部改正
昭和53年	7月8日	一部改正
昭和56年	3月2日	一部改正
昭和59年	7月4日	一部改正
昭和62年	6月9日	一部改正
昭和63年	3月31日	一部改正
平成8年	8月30日	一部改正
平成16年	3月15日	一部改正
平成16年	9月15日	一部改正
平成17年	3月14日	一部改正
平成22年	3月31日	全部改正
平成24年	3月19日	一部改正
平成26年	3月27日	一部改正
平成26年	9月22日	一部改正
平成27年	7月21日	一部改正
平成27年	10月19日	一部改正
平成30年	4月1日	一部改正
令和2年	4月1日	一部改正
令和4年	4月1日	一部改正
令和5年	4月1日	一部改正
令和7年	4月1日	一部改正
令和8年	4月1日	一部改正
令和8年	4月23日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、京都市立の小学校又は義務教育学校（前期課程）に在籍する児童（京都市西京区大原野外畑町又は同出灰町に居住し、かつ、高槻市立小学校に在籍する児童を含む。以下「児童」という。）の保護者（親権を行使する者、未成年後見人その他教育長が特に認める者のことをいう。以下同じ。）及び京都市立の中学校又は義務教育学校（後期課程）に在籍する生徒

(京都市西京区大原野外畑町又は同出灰町に居住し、かつ、高槻市立中学校に在籍する生徒を含む。以下「生徒」という。)の保護者に対し、当該児童又は生徒の通学に係る経済的負担の軽減を図るための通学費の補助(以下「本件補助」という。)に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合理的経路 児童又は生徒が、通学するために公共交通機関を利用する必要がある場合において、最も経済的かつ合理的と認められる通学経路
 - (2) 1箇月当たりの通学費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額。ただし、合理的経路における適用期間を1月とする通学定期券の額を限度とする。
 - ア 通学定期券(合理的経路かつ適用期間等が合理的なものに限る。以下同じ。)を利用する場合 当該通学定期券の額を適用期間の月数で除した額
 - イ 通学定期券を利用しないことが合理的な場合において、その月の全てにおいて通学定期券以外の切符等を利用する場合 実際に要した額
 - ウ 通学定期券を利用する月のうち当該通学定期券の適用期間以外の日において切符等を利用する場合 当該通学定期券の額を当該通学定期券の適用期間の月数で除した額に切符等の利用に関し実際に要した額を合算した額
 - (3) 通学距離 合理的経路において、当該公共交通機関が定める営業距離
- (交付の対象)

第3条 この事業の対象者は、次に掲げる通学のため公共交通機関を定期的に利用する児童(以下「対象児童」という。)又は生徒(以下「対象生徒」という。)の通学に係る費用を負担している保護者とする。

- (1) 準要保護児童及び生徒(要保護児童及び生徒以外で、京都市就学援助支給要綱第7条又は第8条により受給資格の認定を受けたもの。以下同じ。)のうち、片道の通学距離が児童にあつては4 km未満、生徒にあつては6 km未満のもの(京都市立洛友中学校の夜間部の京都市内通勤者を除く。)
- (2) 片道の通学距離が4 km以上の児童及び6 km以上の生徒(次に掲げるものを除く。
 - ア 準要保護児童及び生徒
 - イ 京都市立西京高等学校附属中学校の生徒
 - ウ 京都市立洛風中学校の生徒
 - エ 京都市立洛友中学校の昼間部の生徒及び夜間部の京都市内通勤者

(3) 通学上の安全確保、身体上の理由等のため校長の指導に従って公共交通機関を利用している児童及び生徒（次に掲げるものを除く。）

ア 前2号に該当する者

イ 準要保護児童及び生徒

ウ 京都市立西京高等学校附属中学校の生徒

エ 京都市立洛風中学校の生徒

オ 京都市立洛友中学校の昼間部の生徒及び夜間部の京都市内通勤者

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行令第8条に規定する指定校の変更を認められた児童若しくは生徒（京都市立洛風中学校の生徒並びに京都市立洛友中学校の昼間部の生徒を除く。）又は同令第9条に規定する区域外就学を認められた児童若しくは生徒（通学区域外就学事務取扱要綱第5条第1項又は第6条第5項の適用を受ける者を除く。）については、この事業の対象としない。

(補助金の額)

第4条 本件補助は、学期その他学校の教育課程に応じた期間（以下「支給対象期間」という。）ごとに実施し、その補助額は、当該支給対象期間に係る各月の1箇月当たりの補助額を合算した額とする。この場合において、1箇月当たりの補助額は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する者 1箇月当たりの通学費に相当する額

(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 対象児童の通学に係る費用を負担している場合 1箇月当たりの通学費から1,800円を控除した額（当該通学費が3,600円に満たない場合にあつては、当該通学費に2分の1を乗じた額）

イ アの規定にかかわらず、同一の世帯に属する2人以上の対象児童及び不登校等児童生徒通学支援実施要綱に規定する対象児童（以下「対象児童等」という。）の通学に係る費用を負担し、かつ、当該対象児童等の1箇月当たりの通学費を合算した額が1,800円を超えている場合（当該対象児童等に対象児童がいない場合を除き、かつ、いずれの対象児童等においても当該補助が申請されている場合に限る。）当該合算額から1,800円を控除した額を当該対象児童等の人数で除して得た額

ウ 対象生徒の通学に係る費用を負担している場合 1箇月当たりの通学費から2,850円を控除した額（当該通学費が5,700円に満たない場合にあつては、当該通学費に2分の1を乗じた額）

エ アからウまでの規定にかかわらず、同一の世帯に属する2人以上の対象生徒等（対象生徒及び不登校等児童生徒通学支援実施要綱に規定する対象生徒

並びに対象児童等をいう。以下同じ。)の通学に係る費用を負担し、かつ、当該対象生徒等の1箇月当たりの通学費を合算した額が2,850円を超えている場合(当該対象生徒等に対象生徒がいない場合を除き、かつ、当該対象生徒等のいずれにおいても当該補助の申請をした者に限る。)当該合算額から2,850円を控除した額を当該対象児童及び当該対象生徒の人数で除して得た額

(補助額の算定方法)

第5条 前条第1項の支給対象期間は、学校休業日中にあたっては、部活動その他学校長が登校することを相当と認めた日のみを対象とする。

2 新たに本件補助の対象となった者に係る支給対象期間は、その事実の生じた日の属する月から起算する。

3 本件補助の対象者において、対象児童又は対象生徒の転居、転出、転校等により本件補助の対象でなくなった場合に係る支給対象期間は、当該事実の生じた日の属する月までとする。

4 前条第1項の1箇月当たりの補助額が増加する事情が生じた場合は、当該事情が生じた日の属する月から、前条第1項の1箇月当たりの補助額が減少する事情が生じた場合は当該事情が生じた日の属する月の翌月(当該日が月の初日である場合はその月)から、1箇月当たりの補助額を増加又は減少させるものとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、別に定める申請書によって、対象児童又は対象生徒ごとに、当該対象児童又は当該対象生徒が在籍する小学校、中学校又は義務教育学校の校長(以下「校長」という。)に、通学定期券の写しを添えて行わなければならない。ただし、高槻市立小学校に在籍する児童又は同市立中学校に在籍する生徒(以下「高槻市立小中学校児童生徒」という。)の保護者にあつては、教育委員会に同様の申請を行うものとする。

2 校長は、前項の申請書の提出を受けた場合、教育委員会が定める期日までに、前項により提出された申請書の写しを教育委員会に提出しなければならない。

(委任状)

第7条 校長は、あらかじめ保護者から補助金の請求・受領及び返納に関する権限の委任を受けておかななければならない。

(領収)

第8条 校長は保護者に補助金を支給したときは、保護者に受給したことを確認させ、領収書をとらなければならない。ただし、学校預り金システムのデータ伝送による支給の場合はこの限りでない。

(定期券購入実績の報告)

第9条 保護者は、第6条第1項による申請の後に通学定期券を購入したときは、通学定期券の写し等を提出することにより、校長に購入実績の確認を受けなければならない。ただし、高槻市立小中学校児童生徒の保護者にあつては、別に定める方法により、教育委員会に定期券購入実績の確認を受けるものとする。

(異動報告)

第10条 この事業の対象者の受給要件に異動があつた場合は、当該校長又は高槻市立小中学校児童生徒の保護者本人は、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けるものとする。

(補則)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 学校の新設、廃止等により、交通機関を定期的に利用して通学する必要が生じた場合の補助の実施については、教育長が別に定める。
- 3 通学費補助事業に係る暫定措置要綱は廃止する。
- 4 第3条第2号に該当するもので、この要綱による改正後の要綱において補助額が減額となる者については、平成22年3月31日現在、その子が児童である場合は小学校を、生徒である場合は中学校を卒業するまで、従前の規定により補助を実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月27日から実施する。

(経過措置)

- 2 この改正後の遠距離等通学費補助事業実施要綱の規定は、実施の日に小学校又は中学校在学している児童又は生徒が当該小学校又は中学校に在学していた期間について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年9月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年7月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この改正は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この改正後の遠距離等通学費補助事業実施要綱第3条第1項第2号又は第3号により補助金の交付を受けることができない保護者（その世帯に通学するために公共交通機関を利用する児童又は生徒（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に学齢児童生徒である者に限る。以下「経過措置児童生徒」という。）が2人以上いる者であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間のいずれかの日において、この改正前の遠距離等通学費補助事業実施要綱（以下「改正前要綱」という。）第4条第1項第1号又は同項第2号及び同条第2項の規定による補助金の交付、京都市就学援助支給要綱第14条第1項第6号に掲げる通学費（学校教育法施行令第8条に規定する指定校の変更又は同令第9条に規定する区域外就学による通学に係る場合を除く。）の支給を受けたことがあるものその他京都市以外の市区町村においてこれらのものと同等の補助等を受けていたもの又は生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第2に規定する通学のための交通費（学校教育法施行令第8条に規定する指定校の変更又は同令第9条に規定する区域外就学による通学に係る場合を除く。）の給与を受けたことがあるものに限る。）であって、この改正後において、改正前要綱の適用があった場合に経過措置児童生徒に関し改正前要綱第4条第1項第2号及び同条第2項に規定する補助金の交付を受けられたものについては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り、改正前要綱の適用があるものとみなし、経過措置児童生徒に関し改正前要綱第4条第2項の規定に基づき算定した額に限り、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。